

小都市情報公開条例

逐条解説

(平成29年12月改訂版)

小 郡 市
(総務部 総務課)

目 次

第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 定義	1
第3条 実施機関の責務	3
第4条 利用者の責務	3

第2章 行政文書の開示

第5条 開示請求権	4
第6条 開示請求の手続	4
第7条 行政文書の開示義務	5
第1号 個人情報	6
第2号 法人等情報	8
第3号 意思形成過程情報	10
第4号 行政運営情報	11
第5号 個人の生命、公共の安全関係情報	13
第6号 法令秘情報	13
第7号 任意提供情報	14
第8号 社会的差別につながるおそれがあると認められる情報	15
第8条 部分開示	15
第9条 公益上の理由による裁量的開示	16
第10条 行政文書の存否に関する情報	16
第11条 開示請求に対する措置	16
第12条 理由付記等	17
第13条 開示決定等の期限	18
第14条 開示決定等の期限の特例	19
第15条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	20
第16条 開示の実施	20
第17条 費用の負担	21
第18条 他の法令等との調整	22

第3章 審査請求

第1節 諮問等

第19条 審査会への諮問	23
第20条 諮問した旨の通知	25
第21条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	26

第2節 情報公開審査会

第22条 設置	26
第23条 審査会の調査権限	27
第24条 口頭意見陳述	28
第25条 意見書等の提出	29
第26条 提出資料の写しの送付等	29
第27条 調査審議手続の非公開	31
第28条 審査請求の制限	31
第29条 答申書の送付等	31

第4章 情報公開の総合的な推進

第30条 情報公開の総合的な推進に関する市の責務	31
第31条 情報提供施策の拡充	32
第32条 情報公表制度の拡充	32

第5章 雑則

第33条 文書管理	32
第34条 公文書目録	33
第35条 委任	33

第 1 章 総則

第 1 条 目的

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を制度的に保障し、市民の共通の財産である情報を広く公開することによって、市民生活の向上に資するとともに、市がその活動について説明する責務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、「小郡市情報公開条例」の制定目的を明らかにしたものであって、条例の指針となるものである。

【解 説】

1 「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を制度的に保障し」とは、地方自治の理念である市民本位の市政を全うするために、「市民の知る権利」を情報公開制度をもって保障することを明らかにしたものであり、この情報公開制度を実施することにより、憲法上の基本的人権である「知る権利」を具体的な権利として制度的に保障することが、公正で民主的な市政の発展に寄与するという基本的認識に基づくものである。

「知る権利」を市民に具体的に保障するためには、条例による制度の確立が必要であり、情報公開条例は抽象的権利としての「知る権利」を具体的な権利として保障したものである。

2 「市民の共通の財産である情報を広く公開することによって、市民生活の向上に資する」とは、市が保有する情報は、市民の共通の財産といえる。その情報としては、「行政に関する情報」や「学術的に貴重な文献」などがある。行政に関する情報を公開することによって、市民が市政に参画することを可能とし、学術的な資料などを提供することにより、個人が知識、教養を深めることができる。このことによって市民生活の向上に資するとの趣旨である。

3 「市がその活動について説明する責務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与する」とは、市政が市民の信託に基づいて行なわれものである以上、市は主権者たる市民に対して、市政がいかに行なわれているかを説明しなければならない。情報の公開は、市民が行政情報を得ることによって市政に対する意見を形成し、市政が適正に行なわれることを促すために、その意見を適宜な形で表明することを可能とする。そのことによって公正で民主的な市政の発展に寄与することが出来るという趣旨である。

第 2 条 定義

第 2 条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（小郡市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）にあっては役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において現に保有しているものをいう。

- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに土地開発公社をいう。

【趣 旨】

本条は、条例において中心的な用語である「行政文書」と「実施機関」について定義したものである。

【解 説】

- 1 本条第1項は、「行政文書」を定義することにより、条例の適用対象となる情報の範囲を定めたものである。

(1) 条例の適用対象となる情報の範囲（「行政文書」）とは、次のとおりである。

- ①文書（台帳、カードを含む。）
- ②図画（地図、図書、設計図等をいう。）
- ③写真
- ④フィルム（マイクロフィルム、映写フィルム、スライドフィルム等をいう。）
- ⑤電磁的記録とは、録音テープ及びビデオテープ等をいう。なお、磁気テープ等コンピュータ用磁気テープなどに記録された情報は、紙に出力されたものを開示の対象とする。

(2) 「実施機関の職員」とは、本条第2項に規定する実施機関が職務上指揮監督権を有する職員で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に規定する一般職及び特別職にある者並びに小都市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）の役員及び職員をいう。具体的には、市長、市議会議員、行政委員会の委員、監査委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権に服する全ての職員をいう。

なお、実施機関に所属する職員であっても、一部事務組合、社会福祉協議会、公社（土地開発公社を除く。）等に派遣又は出向している職員は、市の職員であるが、実施機関とは別の法人格を有する組織の職員として事務に従事しているため、「実施機関の職員」には含まない。

(3) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員がその職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨である。この場合、「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含む。

(4) 「実施機関の職員が組織的に用いる」とは、組織として共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用されている状態を意味する。

(5) 「現に保有している」とは、文書規程に基づき、行政文書が保存・管理されている状態にあることをいう。

なお、文書規程に基づき廃棄された行政文書については、公開請求の対象とならないが、保存年限が満了していても廃棄されずに現に保有しているものは、公開請求の対象となる。

- 2 本条第2項は、情報の開示を実施する機関を定めたものであり、地方自治法上の執

行機関（市長及び行政委員会、監査委員）のみならず、広く市全体として制度の実施に取り組む必要があることから、議決機関である議会や土地開発公社も含めて実施機関としている。なお、実施機関としての処分庁は、議会においては議長、土地開発公社においては理事長となる。

なお、一部事務組合、社会福祉協議会等は、市とは法人格が異なるため、実施機関とはならない。

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用にあたっては、行政文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を達成するため実施機関が果たすべき責務について定めたものである。

【解 説】

- 1 実施機関は、行政文書の開示を求める市民の権利を保障するため、「原則公開」の精神に立ち、この条例の解釈、運用をしなければならない。
- 2 実施機関は、条例に定める要件を満たした行政文書の開示の請求に対して、第7条各号の不開示事項に該当するか否か、また、そのことにより当該情報を開示できるかどうかの判断に当たっては、原則公開の立場から、この条例を適正に解釈し、運用しなければならない。
- 3 「個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮」とは、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報が侵害された場合、その回復が困難であることから、最大限に保護しようとする趣旨である。

第4条 利用者の責務

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。

【趣 旨】

本条は、条例に基づいて行政文書の開示を受けたものが、これによって得た情報を使用するに当たっての責務を定めたものである。請求者が、行政文書の開示を請求する権利を行使する際においても、その権利をこの条例の目的に即して適正に行使すべきことを要請するものである。

【解 説】

- 1 「この条例の目的」とは、第1条に規定する目的をいう。
- 2 「適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない」とは、請求者は、情報公開制度の機能の麻痺、制度自体の破綻を企図した請求をしてはならない義務を負うとし、情報公開によって得た情報をこの条例の目的と異な

る目的で利用することにより、第三者の権利利益を侵害したりすることがないようにしなければならないとする趣旨である。

第2章 行政文書の開示

第5条 開示請求権

第5条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する行政文書の開示を請求することができる。

【趣 旨】

本条は、この条例により具体的に保障される権利の内容を明らかにするとともに、その権利が何人でも行使できることを定めたものである。

【解 説】

- 1 「知る権利」に基づき、行政文書の開示請求権を行使するものに対して、実施機関は、当該行政文書の開示を行う義務を負うものである。
- 2 「何人も」とは、自然人、法人、人格のない社団など全てのものを指す。人格の有無、国籍の有無、利害関係の有無は問わない。

【運 用】

開示請求は、公法上の行為であり、民法の「法律行為」の規定が全て類推適用されるものではないので、未成年者からの開示請求であっても、原則として単独での開示を受け付けるものである。ただし、中学生以下の場合であって、制度の趣旨、情報の意義、情報の内容等について十分な理解を得難いと認められるときには、親権者等の法定代理人が請求することを指導するものとする。

第6条 開示請求の手続

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示請求をしようとするもの（以下「請求者」という。）は、請求書を提出すべきこと及び請求書に記載すべき事項を定めたものである。

【解 説】

- 1 開示の請求は、請求者の権利行使として、開示の可否の決定という行政処分を法的に求める手続であり、不開示決定の場合には、将来争訟につながる事も考えられるので、開示請求の事実を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期するため請求は書面により行うものとする。
- 2 本条各号は、開示請求書に記載すべき事項を規定したものである。

- (1) 個人の場合は、氏名及び住所を記載し、法人その他の団体については、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記載するものとする。
- (2) 本条第2号に規定する「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」については、行政文書の件名を記載することが望ましいが、最低限実施機関の職員が請求に係る情報の記録された行政文書を特定できる程度の具体性が必要である。

【運用】

1 開示の請求窓口

行政文書の開示請求の受付は、情報公開担当課（総務課）において行うものとする。情報公開担当課（総務課）は、請求者の利便を図るため、請求の受付から開示の実施、審査請求に至る一連の受付事務を行うものとする。

請求者が直接主管課を訪れた場合、当該主管課は、相談等には応じるが、直接、開示請求の受付は行わないものとする。

2 開示請求の受付事務

- (1) 請求者が開示請求する行政文書が、本条例の手続により開示すべきものであるかどうかを確認する。他の法令等に閲覧等の手続が定められている場合や情報提供できるものについては、直接、主管課において対応するものとする。

(2) 請求書の記載事項の確認

- ①氏名、住所、電話番号については、請求に係る決定の通知及び連絡のため、正確に記載されているかを確認する。
- ②法人その他の団体からの開示請求については、名称、代表者の氏名、事務所又は事業所の所在地が正確に記載されているかを確認する。
- ③請求書の押印は不要とする。
- ④請求に係る情報の内容は、開示請求に係る行政文書が特定できる程度の具体的な内容が記載されているかを確認する。
- ⑤請求書の提出部数。請求書は、原則として開示請求に係る行政文書の件数1件につき1部の提出とする。ただし、請求に係る行政文書が相互に関連し、一括して請求することが適切であると認められる場合は、1部にまとめて請求できるものとする。

3 窓口における請求以外の請求の取り扱い

- (1) 請求書が郵送、FAX又は電子メール等で送付された場合は、当該請求書に必要事項が記載されているかを確認し、行政文書の特定を行ったうえで受付する。
- (2) 電話や口答による請求は、手続の正当性を保持することができないので、認めないものとする。ただし、身体障害等やむを得ない事情があると認められる場合には、当該請求者の希望に基づく請求方法により受け付けるものとする。

第7条 行政文書の開示義務

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣 旨】

本条は、原則開示の例外として開示することができない情報（以下「不開示事項」という。）をできる限り類型化し、具体的な基準を設定することにより、行政文書の開示を求める権利に対し、実施機関が当該行政文書を不開示とする根拠とその範囲について定めたものである。

【解 説】

情報公開制度において情報は、市が「説明責務」を完遂するためにも全てを開示すべきである。しかし、実施機関が保有する行政文書の中には、開示することにより個人や法人等の正当な権利利益を侵害したり、市の事務事業の公正かつ適正な執行等に支障を来すおそれのあるものが多数含まれている。

これらの情報を開示することによる利益と開示しないことによる利益を総合的に調整し、双方を適切に保護するため、開示になじまない情報については、原則開示の例外としてあらかじめ定めておき、実施機関は開示しないことを明らかにしたものである。

不開示事項の設定に当たっては、次のとおり、これを類型化、具体化して規定することで濫用を防止するとともに、その範囲を必要最小限にとどめた。

【不開示情報】

- (1) 個人情報
- (2) 法人等情報
- (3) 意思形成過程情報
- (4) 行政運営情報
- (5) 個人の生命、公共の安全関係情報
- (6) 法令秘情報
- (7) 任意提供情報
- (8) 社会的差別につながるおそれがあると認められる情報

第 1 号 個人情報

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが特に必要と認められる情報
- ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する地方公務員をいう。）並びに土地開発公社の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣 旨】

- 1 個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーは最大限に保護されなければな

らない。個人のプライバシーは一旦侵害されると、当該個人に回復困難な損害を与えることになるので、情報公開制度においても、個人のプライバシーを侵害することのないように特に留意すべきである。

- 2 プライバシーの概念については、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないので、本号では、個人のプライバシーを侵害するおそれをあらかじめ予防するため、個人が識別される情報については原則的に不開示とした上で、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしたものである。

【解 説】

- 1 本号により「開示しない」情報は、次の2点から成立する。

(1) 個人に関する情報であること。

(2) 特定の個人が識別され、又は識別され得るものであること。

- 2 「個人に関する情報」の具体例

氏名、住所、家族関係、交際関係、生活記録等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴等に関する情報、心身の状況、体力、健康状況、病歴等に関する情報、思想、信条、宗教、趣味等に関する情報

- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は本条第2号の法人等情報の適用を受けるものである。

- 4 「特定の個人が識別され、又は識別され得る」とは、特定の個人が当該情報から識別できること又は識別できる可能性があることをいう。一般的には、特定の個人が識別できる第一義的な要素は住所及び氏名であるから、住所、氏名が当該情報に含まれていたら、それは「特定の個人が識別できる」情報となる。

なお、住所、氏名を削除したとしても、それ以外の部分の情報から特定の個人が推測できるもの、又は当該情報からは直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が推測できるものは、「特定の個人が識別できる」情報である。

※ 他方、カルテ、反省文などの個人の人格と密接に関連する情報は、個人識別性のある情報を除いて開示されることにはならないと考えられる。

- 5 ただし書アについて、個人情報のうち例外的開示情報の第一の類型は、「公にされている情報」であり、「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報」は不開示情報から除く。この公にされている情報の「公」とは、現に公衆が知りうる状態におかれている情報をいう。

また、「法令等の規定により公にされている情報」とは、例えば、登記簿に登録されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等であり、「慣行として公にされている情報」とは、具体的な例として、叙勲者名簿や法人の役員名（商業登記簿などにより登記され、何人でも閲覧できるため。）などである。

- 6 ただし書イについて、個人情報のうち例外的開示情報の第二の類型は、「公益上の理由による開示」であり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は不開示情報から除くものである。

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益があるときは、これを不開示とすべき合理的な理由は認め難い。そこで、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、不開示情報から除くものである。すなわち、不開示とされることによって保護される個人の利益と、開示されることによって保護される人の生命、健康、生活又は財産という利益とを比較衡量した上で、後者が優越すると判断される場合に適用するものである。

- 7 ただし書ウについて、個人情報のうち例外的開示情報の第三の類型は、「公務員並びに土地開発公社の役員及び職員の職務遂行情報」である。すなわち、個人情報のうち、その個人が公務員並びに土地開発公社の役員及び職員である場合には、その職務の遂行に係る情報のうち、それらの者の職、氏名、職務遂行の内容に係る部分は不開示情報から除くものである。

※ 「公務員」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法第3条に規定する地方公務員をいう。

第2号 法人等情報

- (2) 法人その他の団体（国、公共団体及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要と認められる情報
- イ 法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある消費生活の安定に対する支障から消費者を保護するために、開示することが必要と認められる情報

【趣 旨】

- 1 本号は、企業の自由な経済活動その他の正当な活動を保障するという観点から、事業に関する情報を保護するものであり、本号の法人等情報には、企業のみならず、企業以外の非営利団体に関する情報を含むものである。
- 2 本号は、行政文書の開示により、法人等に不利益を与えることを防止する観点から、法人等の「競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの」を不開示とするとともに、人の生命、身体又は健康の保護などのため公益上特に必要と認められるときには、法人等に不利益を与えるおそれがあるとしても、なお、例外的に開示すべき場合があることをただし書で定めたものである。

【解 説】

- 1 開示しない情報

法人等に関する情報であって、開示することにより、法人等の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの。

2 法人等

営利法人のほか、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の公益法人及び権利能力なき社団などをいい、国、公共団体及び土地開発公社は含まない。

3 当該事業に関する情報

事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など。事業活動に直接関係のない法人等の個人の家族状況や個人所得等の情報は個人に関する情報である。

4 「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、情報を開示することによって法人等が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているもの。（生産技術や営業・販売上のノウハウ等）

5 「その他の正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接には競争上の不利益は被らないとしても、開示することにより法人等の名誉侵害又は社会的評価の低下につながるおそれのある情報及び営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部事項に属する情報をいい、信用上不利益を与える情報、人事や経理、資金調達に関する情報などがこれに該当する。

6 「開示請求の対象情報が法人等の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる情報に該当するかについて」とは、当該情報の形式的内容のみではなく、当該事業の性格、規模、事業活動の中における当該情報の位置付けなど実質的な意味にも留意して判断しなければならない。

7 ただし書ア

人の生命、身体又は健康の保護を対象とするものであり、法人等の事業活動に起因して、現に発生している人の生命、身体又は健康に対する危険や損害が拡大したり、再発するのを防止するため、あるいは将来発生する可能性のきわめて高い人の生命、身体又は健康に対する危険や損害を未然に防止するために開示することが必要と認められる情報については、これを開示すべきことを定めたものである。

8 ただし書イ

消費者の保護を対象とするものであり、法人等の違法又は著しく不当な事業活動によって、現に発生している消費者の消費生活の安定を損なうような支障が拡大あるいは再発することを防止するため、又は過去から現在に至る経過から推測して、将来発生が予想される消費者の消費生活の安定を損なうような支障を未然に防止するため、開示することが必要と認められる情報は、開示すべきことを定めたものである。

【不開示情報の具体例】

○生産技術上のノウハウに関する情報

- ・製造工程図、生産工程図
- ・建築物の設計図、構造計算書等
- ・設備計画、新規商品の構造、材料等に関する記録

○営業・販売上のノウハウに関する情報

- ・商品の生産高、売上げ実績、仕入れ計画、資金計画

- ・ 出店計画その他営業戦略に関する記録
- 信用上不利益を与える情報
 - ・ 社会保険等の適用に関する審議、協議の記録
 - ・ 取引、商品その他営業に関する苦情相談の記録
- 人事・経理等に関する情報
 - ・ 協同組合等を検査した結果の記録
 - ・ 個人事業税等の調査記録
 - ・ 融資証明書
 - ・ 預金残高証明書
 - ・ 固定資産評価に関する記録
 - ・ 納税証明書
- その他
 - ・ 事業者の代表者印など取引上重要性が認められる印影

第3号 意思形成過程情報

(3) 市の機関及び土地開発公社並びに国及び他の公共団体（以下「国等」という。）の機関内部又は相互間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であって、開示することにより、当該又は同種の審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

【趣 旨】

本号は、行政内部での審議、協議、検討、調査研究等が円滑に行なわれることを確保するため、不開示事由を定めたものである。

行政内部で行われる審議等の意思形成過程における情報は、市政の透明性の向上を図るという趣旨からは、可能な限り開示すべきものである。しかしながら、それらの情報の中には、行政内部で検討段階のものや、自由な意見交換の場でなされた審議会等での発言、担当者の検討素案や提案のように、未成熟あるいは不正確な情報や検討資料として外部から信頼、協力関係に基づいて任意の提供を受けた情報等も含まれている場合がある。これらの情報が開示されると、市民に不正確な理解を与えたり、誤解を招くおそれがあるほか、特定の者に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれもある。

また、将来における同種の審議等に際し、自由闊達な意見交換が妨げられたり、第三者との信頼関係、協力関係を損ない、以後の情報収集に支障を生じるおそれもあることから、情報の開示により、これらの事態が生じることを防止するため不開示事由を定めたものである。

【解 説】

- 1 「意思形成過程情報に該当する」とは、市の機関及び土地開発公社並びに国及び他の公共団体（以下「国等」という。）の機関の間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であって、開示することにより、当該又は同種の審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障を生じるおそれがあるものでなければならない。

- 2 市の機関とは、市の全ての機関をいい、実施機関であるか否かを問うものではなく、執行機関及びその補助機関、議決機関及びその事務局のほか執行機関が設置する附属機関も含むものであり、国の機関についても同様である。
- 3 他の公共団体とは、市の機関以外の都道府県、市町村及び特定の公共事業遂行のために設立された土地改良区、公費出資により設立された公社（土地開発公社を除く。）がこれに当たる。
- 4 「審議、協議、検討、調査研究等に関する情報」とは、行政内部の意思形成過程での企画、審議、検討、調査、研究、協議、調整、相談、打合せ等に直接使用するために作成し、又は取得した情報のほか、審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含むものである。
- 5 「開示することにより、当該又は同種の審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」を分類すると、次のとおりである。
 - (1) 未成熟、不正確な情報のため、開示することにより市民に不正確な理解を与え、又は誤解を招くおそれがあるもの
 - (2) 開示することにより、特定のものに利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 国等その他外部から、その信頼関係又は協力関係に基づき任意に提供された資料であって、公にしないことが条件とされているもの
 - (4) 開示することにより、自由な討議や意見交換が妨げられるおそれがあるもの
 - (5) その他開示することにより、審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

第4号 行政運営情報

- (4) 市の機関、土地開発公社又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

【趣 旨】

- 1 本号は、市の機関、土地開発公社又は国等の機関の事務事業の公正かつ適正な執行又は円滑な執行を確保する観点から不開示事由を定めたものである。
- 2 本号の不開示事項について
 - (1) 事務事業の性質に着目し、情報を開示することにより当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を生じる場合は、当該情報を不開示とする。
 - (2) 事務事業を円滑に執行するため、当該事務事業の関係者から任意の協力により情報を得ているような場合において、それらの情報を開示することにより関係者との信頼関係、協力関係を著しく損なうおそれがあるときには、当

該情報を不開示とする。

【解 説】

- 1 趣旨の2の(1)で不開示とする情報に該当するには、次の要件を必要とする。
 - (1) 市の機関、土地開発公社又は国等の機関が行う事務事業に関するものであること。
 - (2) 開示することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるものであること。
- 2 趣旨の2の(2)で不開示とする情報に該当するには、次の要件を必要とする。
 - (1) 市の機関、土地開発公社又は国等の機関が行う事務事業に関するものであること。
 - (2) 開示することにより、当該事務事業に関する関係者との信頼関係又は協力関係が著しく損なわれ、当該事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものであること。
- 3 「取締役、監督、検査に関する情報」とは、市の機関、土地開発公社又は国等の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において行う取締役、監督、検査、指導、監査、調査、監視その他の事務事業における計画やその方針、内容などに関する情報をいう。
- 4 「許可に関する情報」とは、許可、認可、許可の取り消し、営業の停止などの行政処分に関する情報をいう。
- 5 「試験に関する情報」とは、資格試験、採用試験などにおける試験問題や採点基準などに関する情報をいう。
- 6 「入札に関する情報」とは、競争入札における入札予定価格などに関する情報をいう。
- 7 「交渉に関する情報」とは、地権者その他の相手方との間で行う補償、賠償に係る交渉、土地の売買、貸借に係る交渉、労使交渉等に関する情報をいう。
- 8 「争訟に関する情報」とは、訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求等に関する方針、内容等に関する情報をいう。
- 9 「事務事業の実施の目的が失われ」とは、取締役、立ち入り検査その他事務事業の性質上、それらに関する情報を開示すると、事務事業を実施する効果が上がらず、あるいは実施する意味が失われるような場合をいう。
- 10 「関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ」とは、事務事業を執行する過程において、実施機関が公にしないことを条件に、第三者の任意の協力により情報を得ているため、それらの情報を開示すると任意提供者との信義に反するような場合などをいう。
- 11 検査の要領、試験問題、交渉結果、設計単価表のように反復、継続的に実施される事務事業に関する情報であって、個々の事業を完了した後であっても、その情報を開示することにより、同種の事務事業の実施目的が失われ、公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものは、不開示とするものである。

【不開示情報の具体例】

- (1) 開示することにより、事務事業を実施する効果が上がらず、あるいは実施する意味が失われるおそれがあるもの（訴訟に関する準備書面、書証その他

- 対応方針に関する協議資料等)
- (2) 開示することにより、市民全体の利益を損なうおそれのあるもの又は特定の者に不当な利益を与えるおそれのあるもの（入札予定価格等）
 - (3) 開示することにより、反復、継続的に実施される同種の事務事業の公正かつ適正な実施を困難にするおそれのあるもの（土地等の買収単価、設計単価表、損失補償等の基準、設計図書等）
 - (4) 開示することにより、事務事業の関係者との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの（用地買収に関する交渉、協議等の記録、企業誘致に関する個別企業との折衝記録等）

第5号 個人の生命、公共の安全関係情報

- | |
|--|
| (5) 開示することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる情報 |
|--|

【趣 旨】

本号は、個人の生命、身体、自由、財産等を保護し、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序を維持する観点から不開示事由を定めたものである。

【解 説】

- 1 本号により不開示となる情報は、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められるもの。
- 2 「個人の生命、身体、自由、財産等」には、個人の名誉、信用、私生活の平穏など法的に保護されるべき生活上の権利利益を含むものである。
- 3 「犯罪の予防に支障を生じる」とは、情報を開示することにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合などをいう。
- 4 「犯罪の捜査に支障を生じる」とは、市には犯罪捜査権はないが、捜査機関からの照会等に際して作成し、又は取得した情報を保有しており、これらに関する情報を開示すると、捜査の遂行を困難にするおそれがあるため、このような情報は不開示とすることを定めたものである。
- 5 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、犯罪の捜査のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持することをいう。

第6号 法令秘情報

- | |
|--|
| (6) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報 |
|--|

【趣 旨】

地方公共団体は、地方自治法第14条第1項により、法令に反しない限りにおいて条例を制定することができることとされていることから、本条例においても、他の法令の趣旨に照らし、開示できないと認められる情報は、不開示となることを規定し

たものである。

【解 説】

- 1 本号による不開示となる情報は、法令の定めるところ又は国、県の法的拘束力がある指示により開示することができないと認められる情報である。

法令等とは、法律、法律に基づく政令、省令などの国法、条例及び議会規則のほか、国法又は条例の規定により不開示とすべき事項を委任されている規則を含む。国、県の法的拘束力がある指示とは、法定受託事務における国、県の明確な不開示の指示とする。

第7号 任意提供情報

- (7) 国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）から、公表しないことを条件に任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、特に公にする必要があるものは除く。

【趣 旨】

本号は、開示しないことを条件として、法人等又は個人から実施機関に提供された情報を、相手方の意思に反して開示することは、相手方との信頼関係を損ねるばかりか、将来の情報収集を困難なものにするため、当該情報を不開示事項として定めたものである。

【解 説】

- 1 「公表しないことを条件として」とは、契約書、協定書、覚書、調査書等の書面又は事務処理要綱等の規定に、「開示しない」、「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」等の記載のある場合、又は情報の提供時に開示しないことを約束して収集した場合をいう。
- 2 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により任意に提供された情報をいう。
- 3 「合理的であると認められるもの」とは、条件が例示されていない情報については、正当性や論理的な必然性を基準にして該当するか否かを判断するという趣旨で、拡大解釈を防止するために付加したものである。
したがって、判断を行なう裁量が実施機関の長にあるといえども、開示しないことの条件を付することが、客観的な見地から合理的といえない場合には、開示するものである。
- 4 ただし書は、不開示条件付情報であっても開示することによる利益が不開示により保護される利益に優越する情報は、開示するとの趣旨である。

第8号 社会的差別につながるおそれがあると認められる情報

(8) 開示することにより、社会的差別につながるおそれがあると認められる情報

【趣 旨】

行政文書を開示することにより、社会的な差別を助長するような結果が発生するようなおそれのある情報を不開示とすることを定めるものである。

【解 説】

「社会的差別につながるおそれ」とは、部落差別等の社会的差別により、基本的人権の侵害などの反社会的行為を拡大、再発若しくは将来の発生を誘発したりするおそれがある場合や、同和地区等特定の地域や団体等若しくはこれらに属する個人の権利、利益を侵害するおそれ又はこれらの社会的差別を温存、助長するおそれがある場合などをいう。

第8条 部分開示

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めるときは、この限りではない。

【趣 旨】

- 1 本条は、開示、不開示の決定をする場合において、開示しない部分を除いて、請求のあった行政文書の一部を開示することを定めたものである。
- 2 開示請求に係る行政文書の一部に不開示事項に該当する情報が記録されている場合であっても、開示を原則とする立場から、できる限り開示の部分を広くするため、当該行政文書の全部を不開示とするのではなく、不開示事項に該当する部分をできる限り分離し、不開示事項に該当しない残りの部分について開示しようとするものである。

【解 説】

「容易に区分して除くことができる」とは、請求のあった行政文書から、開示をしない部分とそれ以外の部分とを区分することが、一部開示のための複写物を作成するなどの事務に必要な時間、経費等各面から判断して、可能である場合をいう。

【運 用】

部分開示の運用に当たっては、行政文書の一部を不開示とすることで請求の趣旨が全く達せられない事も考えられるため、これに代わる他の方法による検討などの措置を配慮するものとする。

第9条 公益上の理由による裁量的開示

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、請求者に対し、当該行政文書を公開することができる場合について定めたものである。

【解 説】

- 1 開示請求に係る行政文書に不開示情報が含まれていても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することで生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合には、実施機関の判断により裁量的に開示する余地を与えたものである。
- 2 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条第1号イ及び第2号アの規定による人の生命、健康などの保護のために必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要がある場合をいう

第10条 行政文書の存否に関する情報

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答することが、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣 旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、開示又は不開示の決定をすることが原則であるが、本条は、その例外として、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

【解 説】

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答することが、不開示情報を開示することとなるとき」とは、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、市の機関等が行う事務事業に支障を及ぼすこととなる場合をいう。
- 2 存否を明らかにすることができない情報としては、特定個人に係る他人に知られたくないような情報が典型的であるが、必ずしも個人に関する情報の場合に限定されないことから、適用対象となる不開示情報の範囲を限定しない。

第11条 開示請求に対する措置

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含

む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に対する条例の適用範囲を明確にし、実施機関の処分に対する審査請求の機会を広く確保することが適当であるとの観点から、開示請求に対する決定の種類及び内容を明確なものとする規定である。

【解 説】

- 1 実施機関は、開示請求に対しては、開示か不開示かいずれかを決定しなければならない「応答義務」がある。この応答の形態としては、次のとおりである。

- ①開示決定 情報の全部を開示する決定（裁量的開示を含む。）
情報の一部を開示する決定（裁量的開示を含む。）
- ②不開示決定 情報の全部を開示しない決定（行政文書の不存在を含む。）
- ③請求拒否決定 開示請求を拒否する決定（存否応諾拒否を含む。）

- 2 開示の決定については、書面により、開示決定の内容及び開示の実施に関する事項を開示請求者に通知することとする。

請求拒否の決定については、前条の規定による存否応諾拒否や開示請求権制度が適用されない文書に対する請求であることなどの理由により請求を拒否する場合があるが、いずれも請求拒否の処分とし、拒否決定を書面で通知することとする。

【運 用】

開示請求の可否の決定は、情報公開制度の迅速な運営を図るためにも、基本的には收受した主管課が行い、上司の決裁を得るものとする。

なお、決裁に当たっては、統一的な運用を図るため、情報公開担当課（総務課）に合議するものとし、当該行政文書が他の課に関係している場合は、必要に応じて関係課と協議し、合議するものとする。

第 12 条 理由付記等

第 12 条 実施機関は、前条各項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその根拠規定及び理由を示さなければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書が、当該行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から 1 年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

【趣 旨】

本条第 1 項は、請求に対する不開示の処分を行う場合には、必要にして十分な理由の提示が必要であり、不開示の理由を付記することによって、開示請求者にその趣旨が明らかになるようにするもので、小郡市行政手続条例第 8 条（理由の提示）を適用するものである。

○小郡市行政手続条例

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合又は許認可等に申請者に何らかの負担を伴う条件を付す場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由又は当該条件を付した理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

第2項は、不開示決定の理由である第7条（行政文書の開示義務）各号の不開示事項のいずれもの理由が時間の経過により消滅することが明らかであり、決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものである。

【解 説】

実施機関が、不開示の理由を付記することによって、実施機関の恣意による制度の運用を抑制し、処分決定の理由を開示請求者が十分理解し、納得することを制度上担保したものである。

第13条 開示決定等の期限

第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、第6条（開示請求の手続）に定める開示請求書を受領した場合において、開示請求のあつた行政文書について実施機関が開示するか否かの決定の手続について定めたものである。

【解 説】

1 開示請求に対しては、速やかに開示又は請求拒否の決定がなされるべきであるが、この決定をするために要する期間は、開示請求の対象となる行政文書の量の多少、不開示情報該当性の審査・判断の難易、第三者保護手続の要否、実施機関の事務の繁忙の状況などにより、おのずから違いがあり、一義的に定めるは困難である。

そこで、原則的な処理期限を、適法な開示請求が実施機関に到達してから15日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、15日間を限度として、その期限を延長することができるとするものである。この決定期間の延長については、請求者に通知しなければならないことを実施機関に対し、義務づけるものである。

2 「請求があつた」とは、請求が適法なものであると実施機関が判断し、主管課が収

受しても開示手続に差し支えないと判断できるものであり、本制度においては、第6条に規定する事項が記載してあり、主管課において収受した時点をさす。

- 3 開示請求に対する決定の処理期限の15日目（期間の満了日）が休日に当たるときは、その翌日を満了日とする。（民法第142条）
- 4 「15日以内」とは、あくまで開示の可否の内部手続の期間を定めたものであって、請求に対する当該決定内容の通知手続又は通知の到達期間までを含めたものではない。
この期間は、限度を定めたものであるから、実施機関は請求があってから決定するまでの期間を極力短くするよう努めなければならない

第14条 開示決定等の期限の特例

第14条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

【趣 旨】

本条は、著しく大量の行政文書の開示請求があった場合や甚大な災害など突発的な要因により開示決定が30日以内にできない時は、特例として相当の期間内に決定できることを定めたものである。

【解 説】

- 1 「突発的な要因」とは、予測し得ない天災や突発的な事故等により、緊急を要する事務事業が多数発生し、当該事務事業の処理のため、開示決定をする手続を続行する時間的余裕のないことをいう。
- 2 「相当の期間内」とは、当該延長の事由に要する日数として社会通念上必要と認められる日数の範囲のことをいい、実施機関の事務事業の都合のみで判断するものではない。
- 3 本条の規定により期限の特例をした時は、15日以内にその理由と開示決定等をする期限を請求者に通知することを義務づけたものである。

【運 用】

大量な請求であっても、その内の可能な行政文書については、30日以内に開示、不開示の決定を行い、残りの行政文書についても、可能な限り早い時期に決定をするものとする。

第15条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第15条 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている行政文書について、開示するか否かの決定を公正に行うための意見聴取について定めたものである。

【解 説】

- 1 「意見書を提出する機会を与えることができる。」とは、実施機関に対して第三者の意見を聞くことを義務づける行政手続上の事前の告知又は聴聞としての性格をもつものではなく、又、意見を聞いた第三者に対して開示、不開示決定についての同意権を与えたものではない。
- 2 意見聴取は、開示するか否かの判断をより公正に行うために定められたものなので、当該情報が、第7条各号（不開示情報とする情報）のいずれかに該当すること又は該当しないことが明らかである場合には、これを行わないものとする。
- 3 第三者から意見を聞く場合には、「第三者情報に関する意見聴取通知書」により、おおむね1週間以内に回答がもらえるように協力を要請し、回答のない場合は、意見の無いものとして取り扱う旨、明記するものとする。
- 4 第三者情報に係る行政文書が開示されことによって、直接、自己の権利利益を侵害されたものの審査請求の機会を確実に保障するため、意見聴取を行った第三者に対し、当該行政文書についての決定の結果を、速やかに通知するものとする。

第16条 開示の実施

第16条 実施機関は、行政文書の開示決定手続の規定により行政文書の開示をする旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該行政文書の開示をしなければならない。

- 2 行政文書の開示の方法は、閲覧若しくは視聴取又は写しの交付とし、開示請求者の求める方法によるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該行政文書を複製したものにより開示することができる。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示（部分開示を含む。）を決定した場合の実施及び方法を定めたものである。

【解 説】

- 1 実施機関は、開示を決定したときは、速やかに請求者に行政文書の閲覧、視聴取又は写しの交付を行わなければならない。この場合、行政文書の開示は、通知書により指定した日時・場所等において、行うものとする。
- 2 行政文書の開示は、請求に係る情報の記録されている行政文書そのものにより行うものとする。ただし、次の場合は複写したもので行うことができる。
 - （１）行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
 - （２）部分開示をするとき。
 - （３）その他正当な理由があるとき。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、台帳などのように日常業務に使用しているもので、これを閲覧させた場合、当該業務に支障を及ぼすおそれのあるとき等、行政の円滑な執行を確保するおそれのあるときをいう。

【運 用】

- 1 行政文書の開示は、原則として情報公開室において、主管課の担当職員が情報公開担当課（総務課）職員の立ち会いのもとで行うものとする。
- 2 情報開示に際しての事務は、次により処理する。
 - （１）請求者が来庁した場合、情報公開担当課（総務課）職員は、開示決定通知書の提示を求め、当該行政文書の主管課の担当職員に引き継ぐ。
 - （２）主管課の担当職員は、請求に係る行政文書を請求者に提示し、請求者の求めに応じて必要な説明を行う。
 - （３）主管課の担当職員は、請求者が当該閲覧に係る行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。
 - （４）行政文書の写しの交付を求められたときは、次により処理する。
 - ①写しの部数は当該請求に係る行政文書１件につき原則として１部とする。
 - ②写しを作成する部分を請求者に確認する。
 - ③写しの作成に要する費用を計算し、請求者の負担になる旨を確認する。

第１７条 費用の負担

- 第１７条 前条第２項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に係る費用を負担しなければならない。
- 2 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

【趣 旨】

本条は、請求者が負担すべき開示実施の費用に関して定めたものである。

【解 説】

- 1 行政文書の写しの交付を求めるとき
開示請求者が行政文書の写しを求めるときには、写しの作成に要する実費相当の額

を費用負担として徴収する。

(1) 文書、図画及び写真（日本工業規格A列3番以下のもの）の場合、単色刷り1枚につき10円、多色刷り1枚につき60円とする。

(2) 上記以外の行政文書であって、紙又は紙以外の記録媒体により写しを交付する場合は、当該写しの作成に要する費用相当額とする。

3 開示手数料の徴収時期は、当該行政文書の写しを交付するときであり、いわゆる「前納」を原則としている。したがって、いったん納付された手数料は特別の理由がない限り、原則として還付しない。

4 「経済的困難その他特別な理由による」判断基準

(1) 免除する場合について

①国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体から請求があったとき。

②学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）に在学するものから請求があったとき。

③大学その他の公共的研究機関から調査研究のため及び本市行政に関し報道するため、当該報道に必要な行政文書の開示請求があった場合。

④具体的な判断基準は、被生活保護者、市民税が非課税、又は免除された人、災害や長期療養などで経済的に困難にある人などをいう。

第18条 他の法令等との調整

第18条 法令又は他の条例等に、行政文書の閲覧、縦覧若しくは視聴又は行政文書の写し若しくは謄抄本の交付に関する規定がある場合（市の施設等において行政文書を市民の利用に供している場合を含む。）、当該行政文書の開示については、当該法令又は他の条例等の規定によるものとする。

【趣 旨】

本条は、法令等の規定により、閲覧等の手続が定められている行政文書及び図書館等の市の施設において、市民の利用に供する目的で管理している図書館等については、本条例等を適用しないことを定めたものである。

【解 説】

1 この条例の対象となる行政文書について、法令等で行政文書の閲覧又は写しの交付手続が別に定められている場合には、上位法令が優先されるため、法令等において当該手続が定められている限りにおいて、この条例は適用しないこととしたものである。

2 法令等の規定で閲覧等を求めることができる請求者、閲覧等の期間、行政文書の範囲等が限定されている場合には、当該法令等に規定されていない部分については、この条例が適用される。

また、閲覧等又は写しの交付等のいずれかが定められている場合には、限定されていない手続については、この条例が適用される。この場合においては、当該法令等の趣旨を踏まえて、情報公開制度の利用が可能かどうかを判断するものとする。

3 「市の施設等において情報を市民の利用に供している場合」とは、図書館等において、収集・保存している図書、図画、記録、資料等を市民に閲覧させ、貸し出すことを目的する施設で、それぞれの施設で閲覧等の手続が定められている場合である。こ

の場合は、この条例を適用しないこととしたものである。

第3章 審査請求

第1節 諮問等

第19条 審査会への諮問

- 第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく小郡市情報公開審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書（以下「参加人意見書」という。）において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書及び参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書にあっては、提出があった場合に限る。）を添えて行わなければならない。
- 3 第1項の審査請求について裁決をする実施機関は、小郡市情報公開審査会の答申を受けたときは、遅滞なく当該審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、実施機関は、小郡市情報公開審査会の答申を尊重しなければならない。
- 4 前項の規定により当該審査請求に対する裁決をしたときは、直ちに、第20条各号に掲げる者（第三者である参加人を除く。）に書面により通知しなければならない。
- 5 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、実施機関は、原則として小郡市情報公開審査会に諮問する（第1項）こと、また、諮問の際に必要な添付資料（第2項）や、審査会の答申を踏まえた上で裁決をしなければならない（第3項）ことを定めたものである。その他、行政不服審査法第9条第1項の規定（審理員手続）の適用除外（第5項）等を定めたものである。

【解 説】

- 1 この条例に基づく審査請求の対象となる実施機関の「処分」には、次のようなものがある。
- (1) 部分開示を決定すること。
 - (2) 不開示事項に該当するとして不開示を決定すること。
 - (3) 開示請求を拒否すること。

(4) 行政文書の開示を請求したにもかかわらず、期間内に開示・不開示の決定をしない状態が継続していること（不作為）。

なお、存否応諾を拒否した場合は、開示請求を拒否する処分をしたものとして、請求された情報が記録された行政文書が不存在の場合は、不開示決定と同様に処分したものとして処理するものとする。

2 実施機関の決定に対して不服があるものは、行政不服審査法に基づく実施機関に対する「審査請求」のほか、行政事件訴訟法に基づいて裁判所に対して小郡市を被告として行う「処分取消しの訴え」があるが、いずれの方法によるかは法的救済を受けようとするものの選択に任されており、また、この条例に基づく審査請求にかかわらず訴訟を提起することも可能である。

3 第1項第1号「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、次のような場合をいう。

(1) 審査請求が、行政不服審査法第18条第1項に規定する審査請求期間を正当な理由なく経過したものであるとき。

※ 行政不服審査法第18条第1項（審査請求期間）の規定により、審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。

(2) 審査請求が、この条例の対象とする行政文書以外のものに対して行われたとき。

4 審査請求は、「代理人」によっても行うことができる（行政不服審査法第12条）。その場合は、審査請求書に、本人が審査請求をする際に記載しなければならない事項のほかに、代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない（行政不服審査法第19条第4項）。

5 第4項の規定は、情報公開審査会の答申を受けて、実施機関が裁決をした場合、その裁決について、次に掲げる者（第20条各号に掲げる者）に裁決の通知をするものである。なお、第三者である参加人については、第21条第2項の規定において通知することとなる。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【運用】

1 審査請求の受付

(1) 審査請求の受付は、情報公開担当課（総務課）において行うものとする。

(2) 情報公開担当課（総務課）は、審査請求の受付をしたときは、直ちに主管課に当該文書を送付し、主管課は、当該文書に受付印を押印して正本を所持し、副本を情報公開担当課（総務課）に返付するものとする。

2 審査会への諮問手続は、情報公開担当課（総務課）が行う。

3 審査会へ付議した場合における当該審査会への資料提出、説明等は主管課が主体となて行うが、審査会の開催に係る事務処理は情報公開担当課（総務課）が行うこととする。

4 答申後の事務処理

主管課は、審査会の答申を踏まえ、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決について起案し、事務決裁規程の定めるところによりその決裁を受ける。なお、決裁に当たっては、情報公開担当課（総務課）に合議するものとする。

第20条 諮問した旨の通知

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣 旨】

本条は、実施機関が、審査請求について情報公開審査会に諮問した場合は、実施機関は、一定の関係者に対して、諮問をしたことを通知しなければならないとしたものである。

【解 説】

1 第1号の「参加人」の定義は、行政不服審査法第13条第4項による。

○行政不服審査法

（参加人）

第13条 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第1項又は第2項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

2 情報公開審査会における参加人とは、具体的に次のことが考えられる。

「開示請求者から請求があった行政文書の開示について、当該文書には第三者の情報があり、第三者からは、当該情報の開示について、反対意見書が提出されたが、実施機関は、当該情報を含めた行政文書の開示決定をした。この開示決定について、第三者から審査請求がなされた。」この場合、開示請求者は、審査手続において、参加人として意見書の提出、口頭意見陳述、証拠書類等の提出などを行うことができる。

第21条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第21条 実施機関は、開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をした場合及び開示請求者の審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）をした場合は、その日から少なくとも2週間を置いて開示を実施しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、却下、棄却又は開示の裁決後、直ちに、第三者に対し、却下、棄却又は開示の裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、情報公開審査会の答申を経て、実施機関が開示を決定する場合の第三者保護のための手続である。

【解 説】

1 第三者による審査請求について、情報公開審査会の答申を受けて、実施機関が次の処分の裁決を行う場合は、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置き、実施機関の処分に対し、第三者の執行停止及び処分取消しの訴えの期間を確保するものである。

①情報公開審査会において、第三者の審査請求を却下又は棄却する答申を経て、実施機関が却下又は棄却する裁決をした場合。

②開示請求者の審査請求について、情報公開審査会の答申を経て、実施機関が、例えば、部分開示とした行政文書で、その情報の不開示の部分を開示する裁決をした場合。（当該情報を開示することに、第三者が反対の意思を示している場合に限る。）

2 本条第2項により、実施機関は第三者に対して、次のことを書面により通知しなければならない。

①第三者の審査請求の却下若しくは棄却の裁決又は第三者が開示に反対意見書を提出している行政文書の開示の裁決をした旨及びその理由

②開示を実施する日

第2節 情報公開審査会

第22条 設置

第22条 第19条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、小郡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定により諮問を受けたときは、遅滞なく実施機関に答申しなければならない。

【趣 旨】

本条は、請求者の迅速かつ公正な救済を図るために情報公開審査会を設置することを

定めたものである。

【解 説】

審査会は、地方自治法第138条の4第3項により市長の附属機関として設置するものであるが、市長のみならず、教育委員会、選挙管理委員会などの各実施機関が審査会に対して諮問できるものである。

第23条 審査会の調査権限

- 第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣 旨】

本条から第29条までは、審査会の運営についての基本的事項について定めたものである。

【解 説】

- 1 審査会の委員がその行政文書を実際に見分することは、不開示とする理由となる情報がその行政文書に現実に記載されているか、不開示の判断が適法妥当か、部分開示の範囲が適切かなどについて、迅速にして適切な判断を可能とする。そこで、本条第1項及び第2項の規定により、審査方法においては、公平かつ適正な審議を行うためにインカメラ審理を採用し、審査会は、必要があると認めるときは、不開示決定がされた行政文書、つまり、審査会で争点となっている問題の行政文書を、直接見ることができる。さらに、審査会から、実施機関にこのような直接の見聞の要求を受けたときは、これを拒むことができないとする。

また、この審査会による見分は、審査会委員のみで行い、審査請求人をはじめ、他の何人も見ることができないとする。

※ インカメラ審理とは、実施機関が不開示又は部分開示とした行政文書を審査会の委員が実際に見て、審査を行うものである。

- 2 本条第3項の規定により、審査会は、必要があると認めるときは、審査会で争点となっている問題の行政文書について、これを分かりやすく分類・整理できるように方法を指定して、これに従った形で提出することを実施機関に要求することができる。

特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に係るよう

な事案にあっては、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断するために。請求拒否の決定があった行政文書の部分と請求拒否の理由を一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を作成する必要がある。

第24条 口頭意見陳述

- 第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人、諮問庁及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第4項において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、当該審査請求に係る処分庁等に対して、質問を発することができる。

【趣 旨】

本条は、審査会での審査請求人等の「口頭による意見の陳述」の手続を規定したものである。

【解 説】

- 1 第1項の規定は、審査会に、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）から口頭で意見を述べたいとの申立てがあったときは、審査会は、その機会を与えなければならないとする。ただし、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなど、改めてその審査請求人等から意見を聴く必要が認められないときは、その事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保のため、審査会はこれを聴かずに答申をすることができるとする。
- 2 第2項の規定は、口頭意見陳述において、その実効性を確保し、充実した審理とするために、審査請求人、参加人、諮問庁及び処分庁等が参加可能な期日及び場所を指定した上でこれらを招集して行うものとしている。
- 3 第3項の「補佐人」とは、行政不服審査法第75条第2項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。「審査会の許可」については、審査会の判断に任されており、審理の進行上必要と認められる場合には許可されるものである。
- 4 第4項の規定は、口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、処分の内容や処分又は不作為の理由等に関し、処分庁等（処分庁等の職員）に対し質問を発することができることとする。「審査会の許可を得て」とは、質問が不当に多発され、質問権が濫用されることで、審査に混乱を来すおそれがあるため、必要な場合には、許可を取り消すことができると考えられ、実際の質問の内容が、審

査請求に関係のない事項にわたる場合や、繰り返しとなる場合等には、審査会は、質問者の発言を制限することができる。「審査請求に係る事件に関し」とは、質問は、審査請求に係る事件に関してのみ認められるものであり、例えば、処分についての審査請求であれば、審査の対象である処分の違法又は不当の判断のために必要な事項に関しての質問は認められるが、それ以外の審査に不必要な質問は認められない。「処分庁等に対して、質問を発することができる」とは、質問は、審査会に対してではなく、処分庁等に対してするものである。審査請求人、参加人、諮問庁及び処分庁等を招集して実施することとした趣旨を踏まえると、処分庁等は、回答に調査を要するなどの事情がある場合を除き、口頭意見陳述において回答することが求められる。

第25条 意見書等の提出

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第26条 提出資料の写しの送付等

第26条 審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）の提出があったときは、当該意見書等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その請求を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣 旨】

審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料は、他の審査請求人等の弁明・反論のために参考となる場合が少なくない。審査会での審議は、公平であることを保障すべきであり、本条は、審査請求人等から提出された意見書又は資料の写しを、審査会が他の審査請求人等に送付することを定めるとともに、意見書又は資料の閲覧の請求を審査請求人等に認めるものである。

【解 説】

- 1 第1項の「電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面」とは、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定の機器、アプリケーション等を用いて用紙に出力したものをいう。「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、第三者の情報が含まれる意見書又は資料を送付しても当該第三者の利益を害するおそれはないと判断される場合があり得るが、この場合においても、送付に先立って、当該第三者に意見書提出の機会を与えるなど、第15条に準じた運用を行うかどうか検討することが適当である。「その他正当な理由があるとき」とは、意見書又は資料に不開示情報（送付先が審査請求人等に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも不開示にする必要のないものもあり、第7条の不開示情報の範囲と完全には一致しない。）に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御・反論権の行使ではなく権利の濫用にわたる場合などが考えられる。また、本項に基づく送付は、意見陳述、意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述、意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障をきたすおそれがある。したがって、調査審議の終結段階に至った場合には、「正当な理由があるとき」として本項による送付を行わないことができる。本条例においては、通常の処分に係る手続と異なり、情報の開示・不開示が問題となっていることから、本項による送付を行うことにより、不開示情報が開示されることとならないように留意する必要がある。このため、審査会は、送付を行う場合は、第3項の規定により、原則として、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴き、送付を行わない合理的な理由があれば（意見書又は資料の存否を答えること自体が不開示情報を明らかにすることとなる場合を含む。）、当該送付を行わないこととなる。なお、開示請求者の利益を害するおそれがあると認められる場合は、「その他正当な理由があるとき」として本項による送付を行わないことができる。
- 2 第2項の「審査会に提出された意見書等」とは、第23条第3項の規定により審査会が諮問庁に作成及び提出を求めた「資料」、同条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第25条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」をいう。「電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの」とは、その具体的な方法は審査会の裁量に委ねられることとなるが、例えば、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定の機器、アプリケーション等を用いて用紙に出力したものを閲覧させることなどが想定される。「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」「その他正当な理由があるとき」とは、第1項の解釈と同じ。なお、仮に開示決定等に係る行政文書に記録されている情報が提出されていても、当該情報はその開示の是非が審査請求において争われているのであり、審査会の調査審議手続の段階における当該情報の閲覧の求めについては「その他正当な理由があるとき」として閲覧を拒否することができる。また、本項の閲覧は、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後の閲覧の求めについては、「その他正当な理由があるとき」として閲覧を拒否することができる。
- 3 第3項の「提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない」とは、審査会は、

当該意見書又は資料を提出した審査請求人等に対し、写し等の送付又は閲覧の求めに対する判断について、意見を聴かなければならないこととしたものである。この意見の聴取は、あくまで、送付をしない、又は閲覧を拒む正当な理由があるか否かについて、審査会が適切に判断できるようにするために行うものであり、審査会は、写し等の送付又は閲覧の求めに対する判断に際し、提出した審査請求人等の意見に拘束されるものではない。「ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない」とは、送付をしない、又は閲覧を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聴くまでもなく、写し等の送付又は閲覧の求めに対する判断が可能であり、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととしたものである。

- 4 第4項において、審査会は、第2項の規定により意見書又は資料を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないように、その日時及び場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

第27条 調査審議手続の非公開

第27条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣 旨】

本条は、審査会は、実施機関が当該行政文書を不開示とした適否を審査するという性格から、審査会の審議は全て非公開とするものである。

第28条 審査請求の制限

第28条 この節の規定により審査会がした処分については、行政不服審査法による審査請求をすることができない。

【趣 旨】

本条は、審査会の調査審議の手続で、審査会が行なった付随的処分については、行政不服審査法による審査請求をすることができないとするものである。

第29条 答申書の送付等

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 情報公開の総合的な推進

第30条 情報公開の総合的な推進に関する市の責務

第30条 市は、その保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、前各章に定めるところにより行政文書の開示をするほか、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、

適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報提供施策及び情報公表制度の拡充を図ることによって、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

第31条 情報提供施策の拡充

第31条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、正確でわかりやすい情報を迅速に提供するとともに、市民による情報の高度かつ有効な利用に供するため、情報の収集、管理及び提供の機能の強化に努めるものとする。

第32条 情報公表制度の拡充

第32条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、情報の公表に適する情報を把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

【趣 旨】

第30条～第32条は、情報公開を総合的に推進すべき市の責務を規定したものである。市政を市民に説明する責務を全うするためには、開示請求があった場合に開示するという受動的な情報公開にとどまらず、市民の関心が高い情報については、開示請求を待つまでもなく、情報の提供をする必要があることから、情報提供制度や情報公表制度を含めた情報公開施策を総合的に推進することを明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 「情報提供施策」とは、市民の開示請求に伴う行政文書の公開だけではなく、市が保有する情報を積極的に市民に提供する施策をいう。
- 2 「情報公表制度」とは、法令等により特定の情報を広く市民に公表する制度をいう。
- 3 「情報公開の総合的な推進」とは、情報の開示制度と情報提供・情報公表制度の特色を生かし、各制度の拡充を図り情報公表制度の総合的な推進を図ることをいう。

第5章 雑則

第33条 文書管理

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、小郡市文書規程（平成22年小郡市訓令第4号）に基づき、公文書を適正に管理するものとする。

【趣 旨】

情報公開制度が適正に運営されるためには、その前提として、開示請求の対象となった行政文書が適正に管理されていることが必要である。

本条は、実施機関が小郡市文書規程に基づき行政文書を適正に管理していく責務規定である。

第 3 4 条 公文書目録

第 3 4 条 実施機関は、情報の検索に必要な公文書の目録を作成し、利用者の閲覧に供しなければならない。

【趣 旨】

本条は、実施機関が情報の検索に必要な資料を作成することにより、利用者の利便を図ることを定めたものである。

【解 説】

- 1 「情報の検索に必要な公文書の目録」とは、文書目録、事務分掌表等を指し、開示請求のあった情報が記録されている行政文書を特定するために用意するものである。
- 2 「公文書の目録」は、開示請求された情報の記録されている行政文書を速やかに特定し、取り出す手助けとするために用意する。

第 3 5 条 委任

第 3 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、この条例の規定により規則で定めるもののほか、実施機関が定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項の委任に関する規定である。

【解 説】

実施機関は、地方自治法上独立して権限を行使する機関であることから、この条例の施行に関しても、各実施機関がそれぞれ必要な事項を定めることとしたものである。

小 郡 市 情 報 公 開 条 例
逐 条 解 説

(平成29年12月改訂版)

小 郡 市 総 務 部 総 務 課